

第1条（名称）

本軟式野球クラブ（以下「本クラブ」という）は、T B A（東北ベースボールアカデミー）軟式野球クラブ（週末クラブ）と称する。

第2条（所在地）

本クラブは宮城県仙台市泉区南光台4-23-32に事務所を置き、仙台市泉区长命ヶ丘5-14 所在地の長命ヶ丘公園野球場（以下「本施設」）を活動の主拠点とする。

第3条（目的）

本クラブは、仙台市民球団企業組合が運営するT B A野球塾のスタッフを中心とした野球の基本・楽しさを伝える指導を柱に、潜在能力を伸ばす事、怪我をしない身体作り、そして野球を通じて健全な心身の育成を図り、スポーツの振興、野球界の発展に寄与することを目的とする。

第4条（入会資格）

- （1）本人及び法廷代理人（親権者又は後見人）が、本クラブの目的に賛同し、且つ、本規約、その他本クラブの諸規則を厳守する旨を契約すること。
- （2）スポーツを行うに適した健康状態にあること。

第5条（入会手続き）

所定の手続きに従い本クラブへの入会申し込みを行う。

第6条（入会金及び会費）

①会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（1）入会金 入会申し込み時に納入する。

（2）会費（週末クラブ生は（エ）に該当します）

ア・年会費 入会時及び、毎年の入会月に更新する際、納入する。

イ・月会費 毎月の会費を前月末日までに納入する。

ウ・雑費 金額及び会費の納入方法は、必要に応じて本クラブが別途定める。

エ・週末クラブ生：1回毎に参加料を納入する

②前項の入会金及び会費の金額は、別紙に定める通りとする。

③入会金及び会費の納入方法は、原則として会員名義で本クラブへの口座振込みによるものとする。

④一旦納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。

（この場合の返還金額は、銀行振込み手数料を控除した金額とする）

⑤退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければならない。

⑥入会金又は会費を変更する場合は、3ヶ月前までに予告するものとする。

第7条（会費の滞納）

会員が会費の納入を怠った場合、本クラブは、その会員に対する指導を停止し、又はその会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブの承認を得ているときはこの限りではない。

第8条 (活動方針及び指導指針その内容)

本クラブは、次の事項を会員に対する指導方針とする。

(1) 基本理念

「個」の成長を育むことを第一と考え、目先の結果に捉われず、他との比較ではなく己との比較で日々成長することに導く「長期ビジョン：目標設定」を基に取り組む

(2) 活動方針

- ・「自分の為にする！」その結果として「チームの為」「周囲の為」に繋がることを理解する
- ・目の前の失敗を「成長のスタート」と捉え、失敗を恐れない「積極姿勢」と「検証習慣」を身につける
- ・「検証習慣」は、己を客観的に見る様になり、「全体・周囲」に対する目配りを育み、相手の立場になって行動することを身につける
- ・成功を左右するのは「才能」ではなく「心構え」である事を理解し、日々行動する

(3) 指導指針

- ・「TBA野球能力向上ピラミッド」を基に「真の基礎作り」に取り組み、次のステージで対応できる「脳力、身体能力」を育む
- ・「日常」の取り組む姿勢を重要視し、習慣化を身につける
- ・自己管理（セルフコントロール）力を育む

第9条 (遵守事項)

会員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入会の際に、所定の「誓約書」に親権者が記名捺印のうえ本クラブに提出すること。
- (2) 規約及び本クラブの諸規則を遵守すること。
- (3) 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

第10条 (禁止事項)

会員は次の行為を行ってはならない。

- (1) 本クラブの内部事情(練習の内容等)を第三者に開示すること。
- (2) 指導の内容に影響を与える不正行為に関与すること。
- (3) 本クラブの秩序・風紀を乱す行為(本クラブ生としてふさわしくない言動・身だしなみ等)。
- (4) その他本クラブの名誉又は利益を害する行為。

第11条 (練習日程及び期間)

本クラブの練習及び指導は、別に定める日程及び期間に基づき実施する。但し、交通機関の途絶又は練習場の状況等やむを得ない事由が生じた場合には、活動を休止することがある。

第12条 (保 険)

- ① 会員は入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- ② 前項保険に要する費用は本クラブが負担する。
- ③ 第1項の保険加入手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

第13条（負傷時に処置）

- ① 会員が練習中又は試合中に負傷した場合には、本クラブが応急処置をとる。
- ② 前項の応急処置後の治療ないし医療費に要する費用は全て会員の負担とする。
- ③ 会員は練習中又は試合中に負傷した場合には、直ちに本クラブに対し事故通知を（提出）しなければならない。

第14条（事故の補償）

本クラブの活動中（練習会場、試合会場への往復途上も含める）に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款通り（全て会員のもの）とする。

第15条（休 会）

- ① 休会の単位は1ヶ月とし、休会する月の月会費は半額とする。
- ② 休会を希望する者は前月中に申し出るとともに、所定の休会届に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

第16条（退会手続）

会員が退会しようとするときは、退会希望日の1ヶ月前に事務局に申し出るとともに、所定の退会届に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

第17条（除 名）

会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
- (3) 会費を2ヶ月以上滞納したとき。

第18条（閉 鎖）

本クラブは、社会情勢の変化、その他クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には、3ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができる。但し、天災地変その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告をせずに直ちに閉鎖することができる。

第19条（事故の責任）

会員は、本クラブにおける活動及び本施設利用に際しては、コーチ及び施設責任者の指示及び本クラブの諸規則に従って行動するものとし、これに違背して、盗難、傷害その他事故が発生しても、本クラブ及びコーチ等に対し何ら損害賠償を請求しない。

第20条（改正及び細則）

本クラブは、必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定める無い事項について細則を定めることができる。

第21条（施 行）

本規約は令和3年4月1日から施行する。

令和4年3月1日改訂